



# きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2024.2月 No.226  
([takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp))

## 2024年、主な法改正及び料率変更



### 【労働基準法改正ポイント】

#### 給与のご連絡お願いいたします

昇給または降給により給与額に変更が生じた場合・賞与が支給された場合は、必ずご連絡をください。

#### 時間外労働の上限規制の適用開始

働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されています。物流業・建設業・医師など一部の業種では上限規制が猶予されてきましたが、2024年4月からは上限規制が設けられてきます。

建設業	自動車運転の業務
災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制のすべてが適用される。 災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満2~6か月平均80時間以内の規制は適用されない	特別条項月36協定を締結する場合、年間の時間外労働の上限は年960時間（休日労働を含まない） ・時間外労働と休日労働の合計月100時間未満 2~6か月平均80時間以内とする規制は適用されない。 ・時間外労働が月45時間を超えられるのは年6か月までとする規制も適用されない。



#### 労働条件明示事項の追加

使用者から労働者に対する労働条件明示のルールが、2024年4月から変わります。労使間の認識のズレや、有期雇用者の無期転換をめぐるトラブルを未然に防ぐ目的で、現在使用者側に義務付けられている明示事項に新たに4項目が追加されます。

- 1.就業場所・業務の変更の範囲の明示：**全ての労働契約で、採用時の勤務地や業務内容だけでなく、これらの変更可能性についても明確に記載する必要があります。
- 2.有期労働契約の更新上限の明示：**有期労働契約における更新の上限に関する情報も書面で提供する必要があります。
- 3.無期転換申込権の明示：**有期契約労働者が「無期転換申込権」を行使できる更新の際に、その権利についての情報を提供することが義務付けられます。
- 4.無期転換後の労働条件の明示：**無期転換後の労働条件に関する情報も、明示する必要があります。



#### 【料率改定】 令和6年3月分（4月納付分）からの保険料料率

○ 健康保険料 9.76% ➡ 9.85% ○ 介護保険料 1.82% ➡ 1.60%

— 労働保険事務組合の皆様へ —

労働保険料第3期分の入金ありがとうございました。事業所様からお預かりしました保険料は、無事国へ納付致しました。ご協力有難うございました。領収証を順次発送しております。御確認お願い致します。併せて、令和6年度年度更新のご準備も宜しく申し上げます。